

核データ部会・部会賞要領の改訂 について

平成30年3月28日

日本原子力学会・核データ部会

部会賞要領

- ・副賞賞金(一件5千円)支給を規定



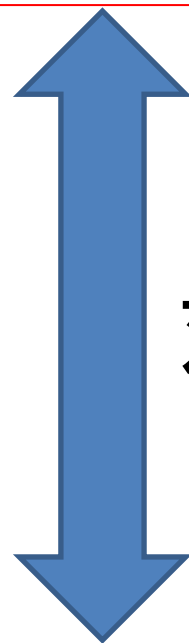
引用

部会賞表彰内規

- ・平成28年3月名称変更



部会賞表彰細則



対応していない

核データ部会運営小員会における審議

- 要領が引用している「核データ部会部会賞表彰**内規**」を「核データ部会部会賞表彰**細則**」に変更。
- 「**内規第4条**」を「**細則第3条**」に修正。
- 「**内規第6条2項**」を「**細則第4条2項**」に修正。

核データ部会部会賞要領

第1条 核データ部会部会賞表彰**内規**(以下, **内規**という)の実施は、**内規**に定めるところのほか、この要領の定めるところによる。



第1条 核データ部会部会賞表彰**細則**(以下, **細則**という)の実施は、**細則**に定めるところのほか、この要領の定めるところによる。

核データ部会部会賞要領

第2条 核データ部会部会賞(以下、部会賞という)の種類は、
学術賞、奨励賞とする。

細則第3条

2 ~~内規第4条~~に基づき、原則として部会賞を毎年1回授与
する。

核データ部会部会賞表彰細則(旧内規)

第4条 受賞者の選考は、運営小委員会がおこなう。



第3条 部会賞は、毎年1回、原子力平和利用に関する核
データ分野の学術または技術上の優秀な成果ならびに優
れた貢献をなした個人またはグループに対して授与する。

核データ部会部会賞要領

細則第4条2項

第6条 ~~内規第6条2項~~の規定に基づき、部会賞選考小委員会を置く。

核データ部会部会賞表彰細則(旧内規)

第6条 贈呈は「秋の大会」での部会全体会議においておこなう。

2 受賞者には、本賞および副賞を贈呈する。



第4条 受賞者の選考は、運営小委員会がおこなう。

2 運営小委員会は、この選考を円滑におこなうため、部会賞選考小委員会を設置する。